公益社団法人和歌山県スポーツ協会コーチスキルアップ事業費
（コーチ派遣育成事業）　補助金交付要綱

（ 趣旨 ）

第１条　この要綱は公益社団法人和歌山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が、本会に加盟する団体（以下「団体」という。）の行うコーチスキルアップ事業（コーチ派遣育成事業）　に対して補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（ 補助対象事業 ）

第２条　補助の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、あらかじめ本会が認定した指導者（きのくにコーチ）を対象とし、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（ １ ）　日本スポーツ協会・中央競技団体・大学等が主催する研修及び、国立スポーツ科学センター（ＪＩＳＳ）・味の素ナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）等で行われる研修への参加

（ ２ ）　優秀指導者の下での研修会等へ参加する短期研修への参加

（ ３ ）　国民スポーツ大会（近畿ブロック大会を含む）、全国大会（全国中学校体育大会・インターハイ・インカレ・全日本）等への派遣

（ ４ ）　指導者資格習得への補助

（ 対象経費及び補助する金額 ）

第３条　補助の交付の対象経費は、別表に掲げるとおりとして、補助事業に係る補助する経費（ 以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。

（ きのくにコーチの推薦 ）

第４条　団体は、補助事業の対象とする候補者を推薦しようとするときは、推薦書及び事前希望調査を公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（ きのくにコーチの決定 ）

第５条　会長は、前条の推薦書と事前希望調査を審議し、きのくにコーチを決定して、団体及びきのくにコーチ対象者に通知するものとする。

（ 事業の申請 ）

第６条　団体は、補助金等の交付を受けようとするときは、実施申請書（様式１）を、原則として事業を行う２週間前までに会長に提出しなければならない。

（ 事業の承認 ）

第７条　会長は、前条の申請書の提出のあったときは、その適否を審査し、適正と認めたときは、事業の承認をするものとする。

（ 承認の条件 ）

第８条　前条の事業の承認に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（ １ ）　事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

（ ２ ）　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保存しなければならないこと。

（ 変更の承認 ）

第９条　第７条の承認を受けた後に、補助事業の内容の変更等（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、変更実施申請書（ 様式２ ）に必要な書類を添付して会長に提出しなければならない。

（ 事業実績報告書 ）

第 10 条　事業の承認を受けた団体は、事業完了後速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。

（ １ ）　実績報告書（ 様式３ ）

（ ２ ）　実施内容報告書（ 様式４ ）

（ 補助金等の交付 ）

第 11 条　会長は、前条に規定する書類及び請求書（ 様式５ ）、旅費内訳（ 様式５の２ ）、経費の証拠書類（ 様式５ の３ ）の提出があったときは、実績報告書等の審査を行い、事業の承認の内容条件に適合すると認めたときは、補助金をきのくにコーチに交付するものとする。

２ 会長は、特に必要があると認めたときは、補助金の全部または、一部を概算払いすることができる。

（ 検査等 ）

第 12 条　会長は、補助金に係る事業の適正を期するため必要があると認めたときは、現地調査書（ 様式６ ） により、役員又は職員に当該事業の実施状況を検査させ、必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。

（ 補助金の返還 ）

第 13 条　会長は、補助金の交付を受けた団体が次号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（ １ ）　補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。

（ ２ ）　提出書類に虚偽の記載があったとき。

（ ３ ）　その他、この要綱に違反したとき。

（ その他 ）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度の補助金（負担金）から適用する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の補助金（負担金） から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行し、令和６年度の補助金から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度の補助金から適用する。